

弘前市**事後**審査型条件付き一般競争入札
(電子入札用)

入札参加者マニュアル

建設工事・建設関連業務共通

令和4年4月

弘前市総務部契約課契約係

電子入札に係る弘前市**事後**審査型条件付き一般競争入札について

弘前市では、入札における事務の効率化、事業者負担の軽減を図るため「事後審査型条件付き一般競争入札」を実施しています。

対象となるものは、原則として、

- ・ 設計金額が5百万円以上の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事
- ・ 設計金額が1千万円以上のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事
- ・ 設計金額が50万円を超える測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

となります（総合評価落札方式により発注されるものを除く。）。

また、上記の対象工事及び建設関連業務の入札手続きは、新型コロナウイルス感染症対策や、入札書提出・入札立会いのための入札参加事業者の移動や接触機会を減らすほか、開札時間の短縮等を目的として、入札公告から落札者決定までの一連の入札手続きを、インターネットを通じて電子的に行う電子入札システムを用いて実施する電子入札の対象となります。

○条件付き一般競争入札とは？ <指名競争入札との違い>

「指名競争入札」は、入札に参加する業者を発注者である市が指名して行う入札ですが、「条件付き一般競争入札」では、業者の指名を行わず、公告により入札情報をお知らせし、業者の皆様のご判断で、入札参加の条件等に合致する場合に入札に参加していただくものです。入札参加の条件（資格）等については、それぞれの公告でお知らせしますので、ご確認のうえ参加してください。

○事後審査型条件付き一般競争入札とは？ <条件付き一般競争入札との違い>

条件付き一般競争入札は、開札前に入札参加申請者全員を対象として入札参加資格審査を実施しますが、「事後審査型条件付き一般競争入札」は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格で入札した落札候補者のみを対象に入札参加資格審査を実施します。

なお、落札候補者が入札参加資格を有していなかった場合は、次順位（注）の入札参加者を落札候補者として資格審査を実施します。

（注）同額抽選の場合はくじの次順位者。同額での応札がなかった場合は、応札金額の次順位者。

○電子入札とは？

電子入札は、電子入札システム上において、発注者が各種通知書の発行や入札参加者が入札書等の提出を行うものです。そのため、入札参加者は、公告に定める期間中に、自社のICカードとパソコンを用いて電子入札システム上で入札書を提出（建設工事は、工事費内訳書も電子入札システム上で添付して提出）していただくこととなります。

○建設工事の公告から入札結果の公表までの手順

第1日目	発注工事の入札公告	通常、 月曜日 と 水曜日 に入札情報公開システムへ掲載、市役所掲示場への公告、契約課閲覧場所での掲示。
	設計図書の縦覧・積算	入札情報公開システムからダウンロード。
第10日目	質問書提出期限	質問がある場合は、 F A X により契約課へ質問書を提出。
第11日目	質問書に対する回答	入札情報公開システムの各案件の発注情報に回答を掲載。
第12日目 ～ 第17日目	入札書・工事費内訳書提出期間	電子入札システム上で入札書及び工事費内訳書を提出。 ※ 事情により電子入札システムでの入札書等の提出ができない場合は、入札書提出締切日時までの間に、紙入札参加承諾願を提出し承諾を受けてください。
第18日目	開札執行 落札候補者の決定	通常、 火曜日 と 木曜日 に開札執行。 ※ 入札（開札）には、 入札参加者の立会い・傍聴は行いません。 ※ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって入札した者を落札候補者とし、電子入札システムで落札候補者に落札候補者決定通知書を、入札参加者に保留通知書を発行します。
第22日目	入札参加資格審査申請書提出期限	落札候補者は F A X 又は 持参 により契約課へ入札参加資格審査申請書を提出。
第23日目	落札決定通知	審査の結果、資格「有り」と認められた場合は電子入札システム上で、入札参加者に落札者決定通知書を発行。
	入札結果の公表	入札結果は入札情報公開システムに掲載。

※ 本ページの「第○日目」の表示は、月曜日に公告した場合の標準的な目安となる日数ですので、案件ごとの期日は、必ず公告で確認してください。

○建設関連業務の公告から入札結果の公表までの手順

第1日目	発注業務の入札公告	通常、 月曜日 と 水曜日 に入札情報公開システムへ掲載、市役所掲示場への公告、契約課閲覧場所での掲示。
	設計図書の縦覧・積算	入札情報公開システムからダウンロード。
第5日目	質問書提出期限	質問がある場合は、 FAX により契約課へ質問書を提出。
第8日目	質問書に対する回答	入札情報公開システム の各案件の発注情報に回答を掲載。
第9日目 ～ 第15日目	入札書提出期間	電子入札システム上で入札書を提出。 ※ <u>事情により電子入札システムでの入札書等の提出ができない場合は、入札書提出締切日時までの間に、紙入札参加承諾願を提出し承諾を受けてください。</u>
第16日目	開札執行 落札候補者の決定	通常、 火曜日 と 木曜日 に開札執行。 ※ <u>入札（開札）には、入札参加者の立会い・傍聴は行いません。</u> ※ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低価格をもって入札した者を落札候補者とし、電子入札システムで落札候補者に落札候補者決定通知書を、入札参加者に保留通知書を発行します。
第18日目	入札参加資格審査申請書 提出期限	落札候補者は FAX 又は 持参 により契約課へ入札参加資格審査申請書を提出。
第19日目	落札決定通知	審査の結果、資格「有り」と認められた場合は電子入札システム上で、入札参加者に落札者決定通知書を発行。
	入札結果の公表	入札結果は入札情報公開システムに掲載。

※ 本ページの「第○日目」の表示は、月曜日に公告した場合の標準的な目安となる日数ですので、案件ごとの期日は、必ず公告で確認してください。

1 発注案件の公表

公告日は原則として、月曜日と水曜日です。案件ごとに、市役所掲示場への公告、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページ及び契約課閲覧場所で公表します。

入札公告には入札参加の条件等が記載されていますので、熟読のうえ入札書提出等の手続きをしてください。

なお、電子入札の場合は、郵便入札で行う事後審査型条件付き一般競争入札における「入札参加申請」の手続きはありません。

2 設計図書の縦覧

設計図書は、原則、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに電子データで掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

※ 入札情報公開システムは、電子入札用のICカードがない場合でも、インターネットを閲覧できる環境があれば基本的には閲覧できます。

3 質問・回答

設計図書に対する質問書の受付はFAXにより行い、回答は入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載します（質問書の送付先は公告によりお知らせします。）。

質問書の様式は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集（「必要に応じて提出する様式」ページに掲載）、又は入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載されている設計図書からダウンロードしてください。

4 入札書・工事費内訳書の提出方法（※工事費内訳書は、建設工事のみ）

（1）入札書

入札書は、電子入札システムにおいて、各案件の入札書画面で「入札金額」及び「くじ入力番号（注）」を入力し、提出処理を行ってください。なお、入札書は、再提出できませんので、「入札書提出」ボタンを押す前に入力内容をよくご確認ください。

市の承諾を得て紙入札を行う者は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集から電子入札用の「入札書（工事・紙入札用）」様式をダウンロードして入札書を作成してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。入札書作成の際は、電子入札システムの自動抽選機能を使用する際に必要なため、入札書右下の「くじ入力番号」欄に任意の3桁の数字を記入してください。記入がない場合は「000」として取り扱います。

（注）同額抽選の際に使用するもの。任意の3桁の数字を入力してください。

（2）工事費内訳書（※建設工事のみ）

工事費内訳書には、入札金額の根拠となる工事費等の内訳を記入してください。

入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合、計算間違いがある場合は、その入札は無効となります。

工事費内訳書の様式は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集から電子入札用の様式をダウンロードして作成の上、電子入札システムの入札書画面で添付して提出してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。

入札書提出時に添付する工事費内訳書の電子ファイルは、「弘前市電子入札実施要領運用基準」における電子ファイルの作成基準によることとし、原則として、Excelファイル又はPDFファイルの形式で添付してください。

(3) 紙入札の場合の入札書及び工事費内訳書

事情により電子入札システムを利用できない状況にあるなど、電子入札に対応できない場合は、公告の日から入札締切日時までの間に「紙入札参加承諾願」を契約課に持参して提出し、市の承諾を受けてください。紙入札参加承諾願は、弘前市ホームページの入札・契約に係る様式集からダウンロードして作成してください（様式は、「様式集」の「入札に参加するときに必要な様式」ページの最下部に掲載されています。）。

紙入札による参加を承諾された入札参加者は、入札公告で指定された開札日時に開札場所において、入札書及び工事費内訳書を入札箱に投入して提出してください。この際、入札書と工事費内訳書は、ホチキス留めしてください。また、封筒に封入する必要はありません。

なお、紙入札参加承諾願を事前に提出せず、紙入札による参加を承諾されていない場合は、紙入札による入札参加はできませんのでご注意ください。

5 入札の辞退

入札書提出後に入札を辞退する場合は、開札日時より前に、電子入札システムにおいて「辞退申請書」の提出処理を行ってください。電子入札システムにより提出処理ができない場合は、契約課に辞退申請書を持参して提出してください。

辞退申請書は、弘前市ホームページの入札・契約に係る「様式集」からダウンロードしてください。

紙入札による入札参加を承諾された入札参加者で、入札の辞退を希望する者は、開札日の前日までに電話等により辞退の連絡をしてください。なお、事前に電話等による連絡がなく、入札書の提出が行われなかった場合は、辞退として取り扱います。

6 開札の立会い及び傍聴

電子入札においては、入札参加者による開札の立会い及び傍聴は行いません。

7 落札候補者決定

予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき価格で同額の入札をした者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定します。くじは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」を用いて、電子入札システムの自動抽選機能で行い順位を決定します。

8 入札参加資格の審査申請

落札候補者は、電子入札システム上で発行された落札候補者決定通知書に記載の期限までに入札参加資格審査申請書及び添付書類をFAX又は持参により契約課に提出してください。申請書は、弘前市ホームページの入札・契約に係る「様式集」からダウンロードしてください。

9 入札参加資格の審査結果通知・落札者決定

入札参加資格審査を行い、落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札決定通知書を発行します。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができます。

10 入札結果

入札結果は、入札情報公開システム及び契約課閲覧場所で公表します。

11 その他

入札公告、設計図書、入札参加者心得書、弘前市電子入札実施要領、弘前市電子入札実施要領運用基準等の各種要領の内容を熟読したうえで入札に参加してください。

電子入札システムにおいて入札書の提出処理を行う場合、入力ミス・工事費内訳書等の添付漏れがないか必ず確認してください。

以上